

水道料金体系の見直しについて  
( 答 申 )

平成25年7月10日  
西宮市水道事業経営審議会

- 目 次 -

1 . はじめに	1
2 . 「諮問」の趣旨について	1
3 . 本市の現行の料金体系：その特徴	2
4 . 「基本水量 10 m <sup>3</sup> 付き」が担ってきた意図	3
5 . 「基本水量 10 m <sup>3</sup> 付き」の意図がなぜ失われつつあるのか	3
6 . 本市における方向性	5
7 . 残されたいくつかの課題	7

---

資料 1 : 現行の水道料金表 (西宮市)	9
資料 2 : 国等の動き	10
資料 3 : 社会経済情勢の変化	11
資料 4 : 西宮市における水使用実態の変化 (平成 13 年度 ・平成 18 年度・平成 23 年度)	12

用語解説	15
諮問書	17
審議会委員名簿	18
審議経過	18

## 1. はじめに

西宮市では、13mm から 25mm の小口径メーターの水道料金について、1 ヶ月当たり 10 m<sup>3</sup>の基本水量制が採用されてきた。これは基本水量の範囲内での水の使用に対しては定額の基本料金のみ負担とする料金制度である。

ところが、近年、本市では、市民の節水意識の高まりや節水型水使用機器の普及等により、一戸当たりの使用水量が減少し、基本水量の範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず水道料金が変わらないことに対する不公平感が広がり、また、環境への配慮からも、より節水を促し、節水意識が報われる料金制度への要望が多くなってきた。

このような状況の下、基本水量制のあり方に焦点をあてて、より実態に即した料金体系を求めて、当審議会は西宮市長から「水道料金体系の見直しについて」の諮問を受けた。

当審議会では、これを受けて専門部会を設置し、集中的に慎重な審議を重ね、ここに結論を得たので、次のとおり答申する。

## 2. 「諮問」の趣旨について

「諮問」の表題にある「水道料金体系の見直し」という文言をどう解するかについて議論が出た。審議会としては、これに関し以下のように理解することにした。

「料金体系の見直し」とは、一般的には、現行の水道料金体系の水使用階層（いわゆる「クラス」）の見直しや逡増度の見直し等、全面改定を意味するが、今回の場合、直前の平成 24 年 12 月に公表された『財政計画の概要』（平成 25 年度～平成 27 年度）にある、いくつかの考え方、たとえば、「基本方針」でいう「計画では、引き続き現行料金を維持していくこと」、あるいは「財政計画積算の根拠」にある「現行料金を据え置き、料金の改定は行わない」などを考慮すると、今回の「諮問」でいう「料金体系の見直し」とは、上記でいう一般的な意味合いとは異なるものであると解さなければならない。

つまり、具体的には、「諮問」の真意は、現行の料金を引き上げることなく、料金体系の一部である「基本水量 10 m<sup>3</sup>付き」の見直しの可否を問うものである、と。

### 3. 本市の現行の料金体系：その特徴

事業運営に必要な経費を賄う収入を確保するため、総括原価方式により、独立採算が可能になるよう努める、これがわが国の地方公営企業に課せられた、提供するサービスの対価としての料金設定の大原則である。

本市の具体的な料金体系の作り方としては、大きく「基本料金」と「従量料金」の二つの部分から個別料金を算定する「二部料金制」が採用されている。また、昭和51年の料金改定時より口径別料金体系が採用されてきている。

「基本料金」は、水の実際の使用量の多寡にかかわらず生じる費用をカバーするための料金部分を指す。より具体的には、検針業務や水道メーターといった給水設備の設置管理費等、水道施設を維持し、常時給水体制を保持するために必要な費用をカバーするための部分であり、口径別に設定されている。

大口メーターの利用者は一度に大量の水の使用が可能であり、その分多額の水道事業者の設備投資が必要となるため、そのコストを反映して口径が大きいほど費用を多く負担してもらうよう、メーター口径の大小によって異なる基本料金を設定しているのである。

ただし、口径 25mm 以下の小口利用者には、1ヶ月当たりの基本料金に、「10 m<sup>3</sup>の基本水量を付与」している。この「基本水量制」は、基本料金に一定の水量を付与することで、この水量の範囲内であれば料金は定額になるというものである。

これは、水道事業は固定的な費用が大きく、単純に個別原価主義に基づいてこれらをすべて基本料金として回収すると、基本料金部分が極端に高額になるため、固定費のかなりの部分を従量料金に配賦し、さらに、家庭用を中心とする小口利用者には生活水の負担軽減という社会政策的配慮から、日常生活に必要不可欠と考えられる1ヶ月 10 m<sup>3</sup>については、真のコストを大幅に割り引いた低廉な価格を設定しようとしたものである。

これに対して、「従量料金」は、使用水量が増えるほど単価を割高にする逡増型が採用されている。これは水源開発等にかかる費用の増分を賄うためと、小口利用者が本来負担すべきものを割り引いたことによる軽減分を大口利用者への負担に転嫁しているためである。

【資料1参照】

#### 4. 「基本水量 10 m<sup>3</sup>付き」が担ってきた意図

この制度は、基本料金に月 10 m<sup>3</sup>の基本水量を付与することで、定額の基本料金を低く抑え、水の使用を促し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的とするもので、昭和 40 年頃を境に全国的に導入された。

このような考え方はしばしば水道事業の創設時から存在していると誤解されることがあるが、それはこの制度が担った意図や真の役割を必ずしも正しく理解しないものといわねばならない。

なぜなら、高度成長期に度重なる水道料金の値上げ改定を、しかもかなり大幅に実施せざるをえなかった時期に、水というきわめて公共性の高いサービスの「生活用水」部分に対しては特段の配慮が不可欠だとする考えが生まれ、それを反映してこの制度が作られたものだからである。このことは昭和 40 年頃を境に、国や日本水道協会から、その趣旨の答申や報告が公にされていることからうかがい知ることができる。

【資料 2 参照】

#### 5. 「基本水量 10 m<sup>3</sup>付き」の意図がなぜ失われつつあるのか

ところが、近時この制度を作ったときの背景と相当異なる社会経済情勢が生じつつある。

まず、水道の普及率がほぼ 100%となった現在では、公衆衛生の面に関してわが国はすでに一定のレベルに達したと考えてよく、「基本水量を付与し公衆衛生を向上させる」という役割は一応終わったと考えられる。

次に、今日において環境問題は重要課題であり、家庭における節水意識や行動の芽生えと定着、さらには節水型水使用機器の普及に伴って、水道事業の運営にあたっては、環境への十分な配慮が求められるようになってきており、現行の「基本水量 10 m<sup>3</sup>付き」という制度では、基本水量内では節水へのインセンティブが働かず、水の浪費を生むことにならないか、環境面ではマイナスではないかという声が聞かれ始めている。

加えて、基本料金が「定額」であるとはいえ、月に 2 m<sup>3</sup>や 3 m<sup>3</sup>使用した人と、8 m<sup>3</sup>や 9 m<sup>3</sup>使用した人の料金が同じというのは、負担が不公平ではないかとの意見も寄せられている。

これらのことは、単身世帯の増加、核家族化の進展、少子高齢化の進展、ライフス

タイルの変化、節水行動の定着、節水型水使用機器の普及等の水使用実態の変化がその背景にあることはいうまでもない。【資料3参照】

本市においても、家庭内での水使用が減少し、基本水量内の使用者が年々増加している実態がある。1ヶ月10 m<sup>3</sup>以下の小口使用者の占める割合は、平成13年度の29%から平成23年度の32%に増加しており、現在の制度では、全体の約3分の1の使用者が同一の料金となっている。【資料4参照】

他方、大口使用者では水の循環・再利用や地下水利用専用水道の導入などによって使用水量と料金の減少が顕著になっている。小口使用者にかかる料金のコスト割れ部分を大口使用者で負担しきれなくなる恐れもあり、本来なら料金体系の全面改定を実施しないと現行の料金体系の維持さえ困難になってくるという事態も懸念される。

これを受けて、国等の動きをみても、これまでとは異なる考え方の変化を示し始めていることも看過しえない。現に、平成8年の水道料金制度調査会の答申や、日本水道協会の「水道料金算定要領」改訂版では、「基本水量制」は原則廃止すべきとされるまでになった。また、同様の論調は、平成16年に厚生労働省が発表した「水道ビジョン」においても、節水へのインセンティブの付与や負担の公平性等の視点から既存の「基本水量制」と「逡増型料金体系等」の見直しを検討すべしとされたことにもみられる。【資料2参照】

実際、全国的にも料金改定に併せて「基本水量制」を廃止する自治体が多くなっており、全国の中核市42市のうち26市が、また、近隣市8市のうち4市が「基本水量制」を廃止している。【資料2参照】

## 6. 本市における方向性

以上みたように、理論的にも、実際的にも、市民の声からも、国や日本水道協会の動向や先行する他の自治体の動きからも、本市においても「基本水量制」を廃止すべき方向を目指すことは妥当である。

料金体系は、原価主義が基本であるかぎり、社会政策的配慮を料金体系に組み込もうとする要請は、理論上好ましいものではない。ただ、原価主義を著しく乱さないかぎり、限定的にのみ認められてよいとする考えには、広い同意がある。

他方、本来の福祉施策等も次第に整備されつつあり、世論の動きをみても、この制度の一定の役割が終わったとしてもよいのではないだろうか。

これにより、生活用水への政策的配慮から、原価を下回る料金設定をしている現行の「基本水量 10 m<sup>3</sup>付き」の制度をやめ、水の利用者に対し、使用水量に応じた適正な対価を求めることは、負担の公平性の点からも歓迎されるであろう。

さらに、水の有限性から、使用した水量に応じた負担を前面に出すことで、水利用者の理解が得られ、かつ節水へのインセンティブが働くことも期待できることであろう。

なお、基本水量を現在の 10 m<sup>3</sup>から 5 m<sup>3</sup>や 6 m<sup>3</sup>に変更している自治体もあるが、この制度の「見直し」は上記の理由から「廃止」でなければならない。いくらかでも基本水量を残せば、問題の解決にはならないことを認識すべきである。

ただ、今回の本市の「見直し」は、いくつかの条件の下で実施されなければならない。

「基本水量 10 m<sup>3</sup>付き」を見直す場合、いくつかのケースがある。一般的には料金体系の全面改定を伴うのが通常であるが、その他にも全面改定をせず、減収を伴うケース、さらには、用途別から口径別の料金体系への移行を契機とするケース等々である。ところが、今回の本市の「見直し」は、先に示した「財政計画」の文言に鑑みると、いかなる利用者の料金の値上げにもつながってはならないものである。つまり、この「見直し」は、現行の料金表の一部（口径 25mm 以下）の基本水量部分のみを改定するにとどめ、全面改定は今回の諮問の趣旨からいっても考えられないものである。

このことは、「見直し」により作られる新料金表に基づいて獲得される総収入は、「見直し」前に比して、幾らかの減収となるにちがいないことを意味する。したがって、水道事業の健全な経営を維持する立場からも、この減収分が事業全体に及ぼす影響は、できるかぎり小さいものであることが望ましい。

また、この減収分をどこに求めるべきかも考えておかななければならない。現「財政計画」においては、最終年度である平成 27 年度末では繰越利益剰余金は約 4

千万円、資金残高は約 8 億円と見込んでおり、厳しい財政運営を余儀なくされる状況である。コスト削減や新たな原資の獲得に努めるなどの経営努力によって、この「見直し」に伴う減収分は補われなければならないであろう。それゆえ、見直しの実施時期や新料金の設定については、財政への影響を見極めた上で決定することも重要といえよう。

なお、「基本水量 10 m<sup>3</sup>付き」の見直しは、本来の二部料金からなる料金体系に改めることが基本となるのであるから、口径 25mm 以下の基本料金は、日本水道協会の「料金算定要領」に基づいて算定されたものに基礎を置くべきことはいうまでもない。

ただし、小口使用者の料金の設計に際しては、できるかぎり激変の生じないように配慮すべきことから、「料金算定要領」に基づき算定されたものから幾分の乖離は当然許容されるべきことであろう。

最後に、現行の「福祉減免制度」との関係について付言しておきたい。本市では条例等に基づき、身体障害者手帳所持者等に対する減免制度があり、「基本料金」を免除するとされている。それゆえ、今回の見直しで、「基本水量 10 m<sup>3</sup>付き」が廃止され、新しい基本料金が設けられることになっても、減免制度に関する条例の改正がないかぎり、これまでどおり、その料金表の「基本料金」がそのまま減免の対象となるものと解されよう。

ただし、この場合には、福祉減免対象者の負担増となり、福祉施策上の問題が改めて生じることに留意しておかなければならない。



## 7. 残されたいくつかの課題

まず、本市の直近の料金改定から今日まで14年の年月が経過しており、現行の料金表を裏付けている総括原価や、それを配賦・展開したかつての個別料金原価は、今日の状況と相当異なったものとなっているにちがいない。

それゆえ、すべて最新のコスト・データを用いて再計算するとともに、従量料金部分の水量区分や区分数のあり方、逓増度のあり方等についても、時期をみて抜本的に検討されることが望まれる。

その際、すべての水使用者に対し、負担の公平化と水資源の有効利用に資するためには、個別原価計算に基づく真の原価をできるかぎり適正に反映した料金体系を作っていくことが今後の最大の責務であるが、その前提として、原価の引き下げに向けての不断の経営努力が不可欠であることは言を待たない。

なお、今回の「基本水量10<sup>m</sup>付き」という制度の見直しの議論の過程で、市民の一部に「基本料金は廃止して完全従量制にすべきである。」というような意見があることが明らかとなった。しかし、先にみたとおり、水道事業は「装置産業」であることから、市民がたとえ1ヶ月全く水を使用しないことがあっても、相当額の固定費部分が存在すること（たとえば、メーター経費、検針費、人件費等）を正しく理解すれば、そのような意見には与しえぬことは明白であろう。むしろ、前述の固定費に基づく「基本料金」と使用水量に基づく「従量料金」からなる二部料金制を採用する方が原価を正しく反映する点で、理論的にも妥当なものというべきであろう。市民に対し、「日夜を問わず、清浄にして安心して飲める水」を安定的に供給し続けていくことに加え、水道事業者はたえず正しい料金算定の考え方や仕組みについて、市民の理解を深めるよう不断の努力を怠ってはならない。

また、水道事業と下水道事業は大きな意味での水の循環という点で深い関係性を有するのみでなく、多くの自治体で、水道局が下水道使用料の徴収を受託し水道料金と同時徴収していることを考えると、今回の「見直し」が下水道使用料体系に及ぼす影響は避けられず、そのことも今後の課題の一つとなるであろう。



資料1 現行の水道料金表（西宮市）

注：下記で算定した料金に消費税が加算されます。

（平成10年4月1日実施）

水道料金1ヶ月につき

基本料金 (1ヶ月につき)	メーター口径	基本水量	料金
	13	10m <sup>3</sup> まで	920 円
	20		1,040
	25		1,450
	30		2,820
	40		5,650
	50		11,300
	75		28,300
	100		43,000
	150		94,000
	200		145,000
	250		290,000
	300		444,000

従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	用途	使用水量	料金
	一般用	20m <sup>3</sup> までの分 (メーター口径25ミリ以下は10m <sup>3</sup> を超える分)	143 円
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	164
		30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> までの分	206
		40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	230
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	259
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> までの分	276
		200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	291
		500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> までの分	310
		1,000m <sup>3</sup> を超える分	324
	特殊用	200m <sup>3</sup> までの分 (メーター口径25ミリ以下は10m <sup>3</sup> を超える分)	291
		200m <sup>3</sup> を超える分	324
	公衆浴場用	1m <sup>3</sup> 以上の分 (メーター口径25ミリ以下は10m <sup>3</sup> を超える分)	83

特別給水	1 m <sup>3</sup> につき	700 円
------	----------------------	-------

< 計算例 > 一般用、メーター口径20mm、1ヶ月25m<sup>3</sup>ご使用の場合

	水量	単価	数量		
基本料金	~ 10m <sup>3</sup>	1,040			1,040 円
従量料金	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	143	× 10	=	1,430 円
〃	21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>	164	× 5	=	820 円
			小計		3,290 円
			消費税相当分5%		164 円
			合計		<u>3,454 円</u>

## 資料2 : 国等の動き

### 昭和40年 地方公営企業制度調査会「地方公営企業の改善に関する答申」

水道事業の健全な維持発展のためには適正な資本報酬を見込むことが必要であろう。水道料金体系については、個別原価主義に立脚すべきであるが、水道事業がきわめて公共性の高い事業であることにかんがみ、必要最小限度の生活用水は低廉に供給できるような適切な配慮が望ましい。日常生活に不可欠な用水との間には格差を付することとするほか、消費量の増大に伴って料金の逡増する体系を検討すべきである。

### 昭和42年・昭和54年 (社)日本水道協会「水道料金算定要領」

各使用者群に対しては、需要の態様に応じて一定の基本水量を付与することができる。とくに小口径の使用者群に対しては、基本水量を付与するものとする。なお、(中略)口径25ミリメートル程度以下のものについては、概ね10立方メートルが適当である。

### 平成8年 水道料金制度調査会答申

節水意識を増進させ、原価配賦面で公平性を期する観点から、今後は原則として基本水量制はとらないこととする。

### 平成9年 (社)日本水道協会「水道料金算定要領」改定

基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。

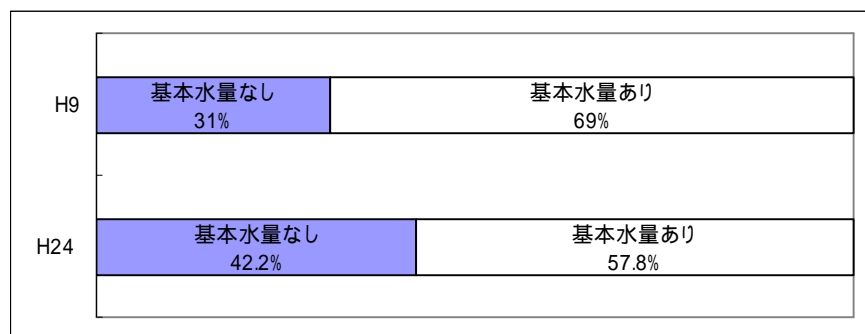
### 平成11年 水道基本問題検討会(厚生省)報告「21世紀における水道及び水道行政のあり方」

もともと低く設定された家庭用料金については、需要者のコスト意識が十分働いていないという指摘もある。また、基本水量制が節水を阻害している面もあり、見直す必要がある。

### 平成16年 厚生労働省「水道ビジョン」

サービスの対価としてみた場合の節水インセンティブ(動機付け)の付与、負担の公平性等の観点から、既存の基本水量制のあり方を検討する。

## 全国の状況

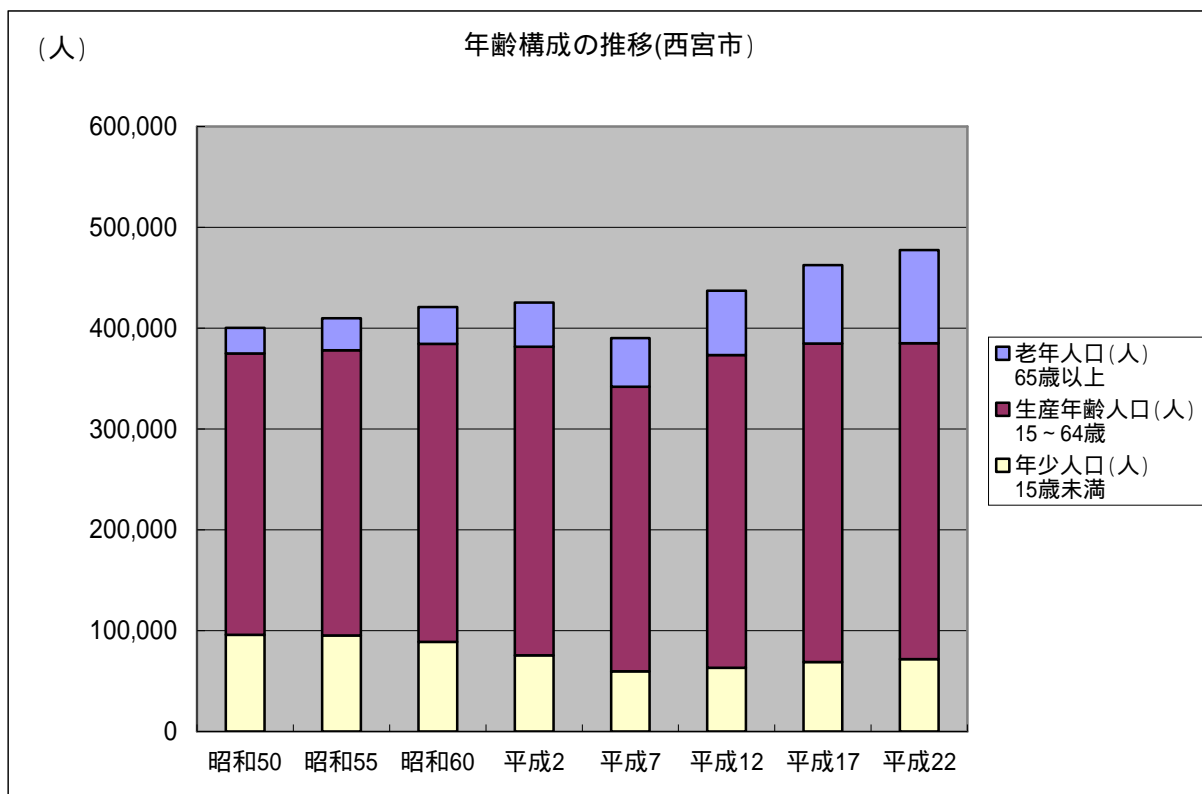


全国の水道事業のうち、口径別料金体系は全体の54.8%です。そのうち、基本料金に基本水量を付与していないのが42.2%で、基本水量を付与しているのが57.8%です。

(各年度4月1日現在 (社)日本水道協会資料)

資料3 : 社会経済情勢の変化

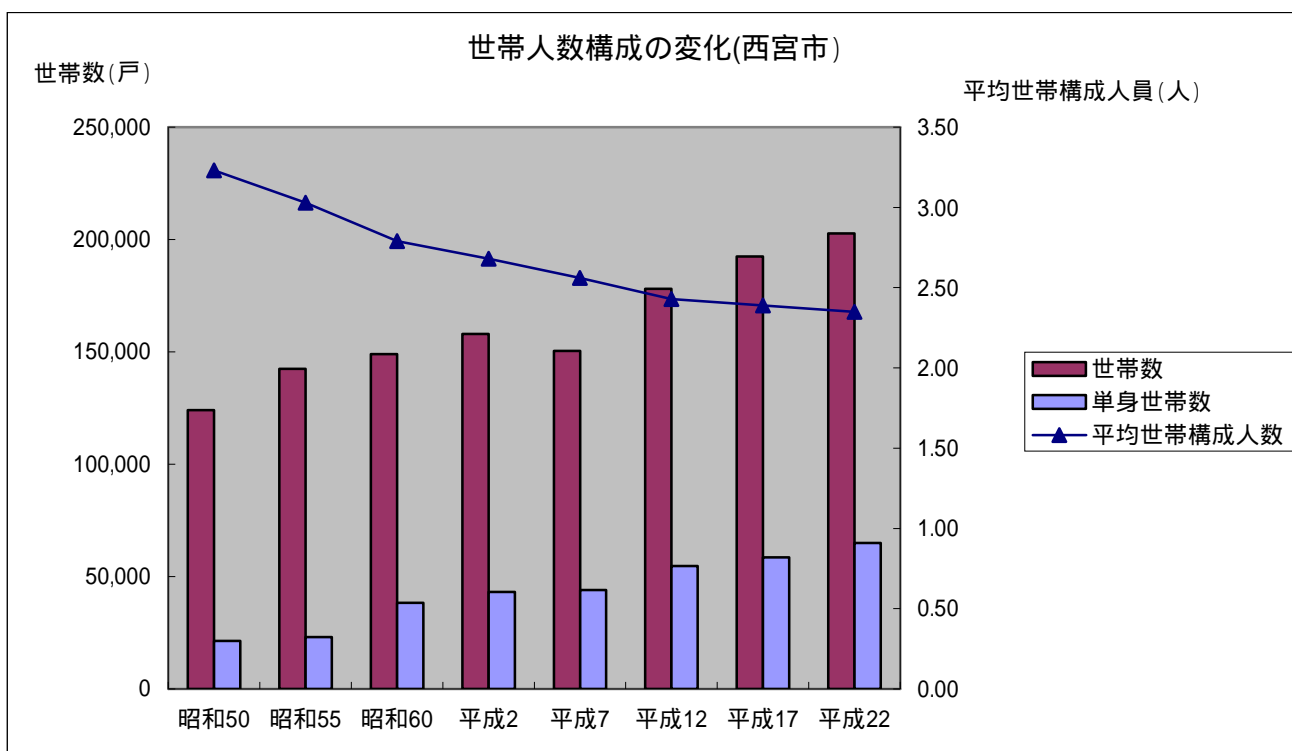
少子高齢化の進展



年齢構成の傾向として、老年人口は年々増加しています。

(国勢調査)

単身世帯の増加・核家族化の進展

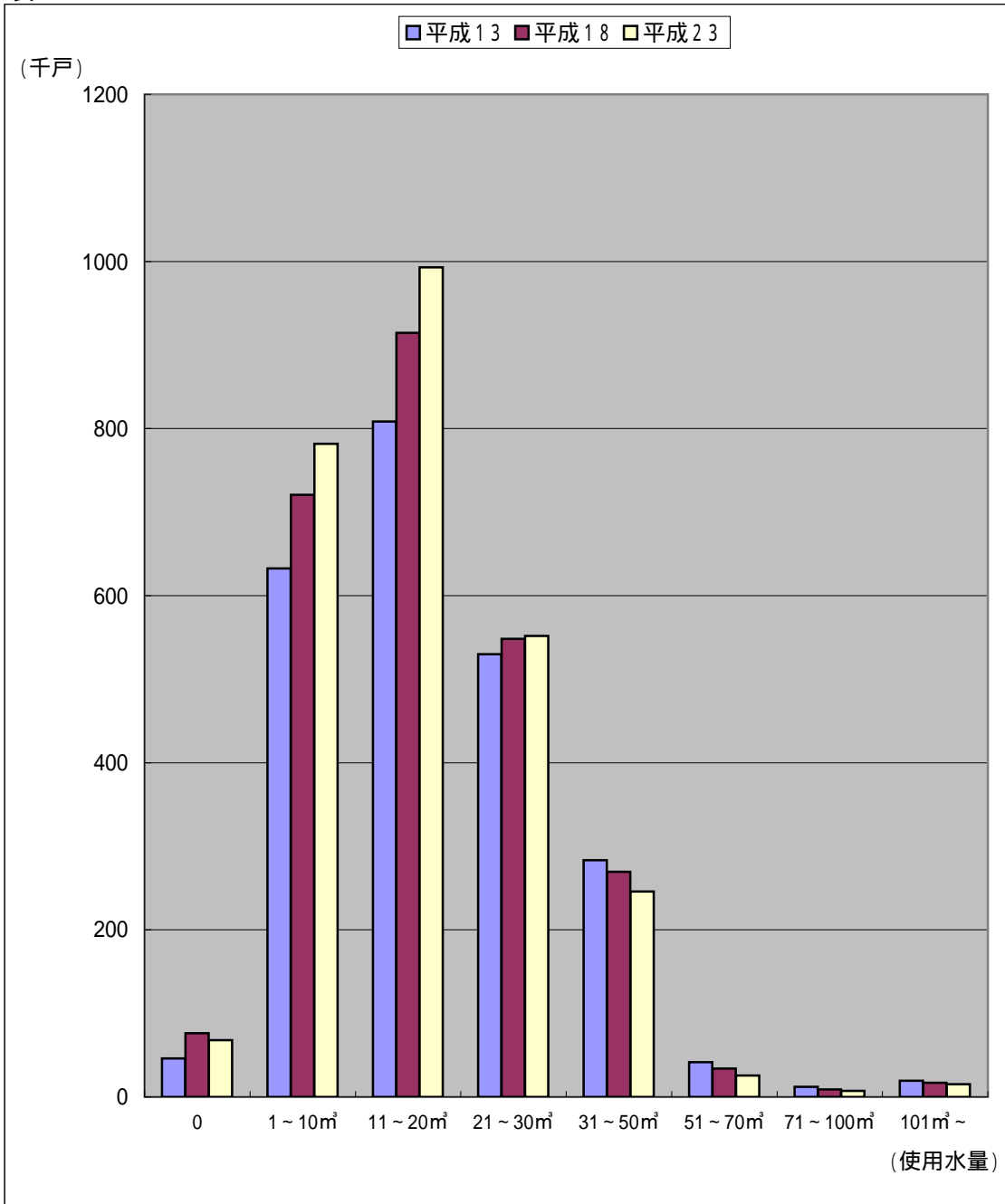


(国勢調査)

資料4:西宮市における水使用実態の変化(平成13年度・平成18年度・平成23年度)

1ヶ月当たりの使用水量ごとの戸数(年間累計)の推移

表1



**資料4について**

資料は調定データより作成しており、集計対象は一般用(家事用・公共用・事業用)としている。  
 検針は基本的に2ヶ月ごとのため、2ヶ月分の調定データについては、1ヶ月分に置き換えている。

1ヶ月当たりの使用水量ごとの戸数割合

表2・1 全口径

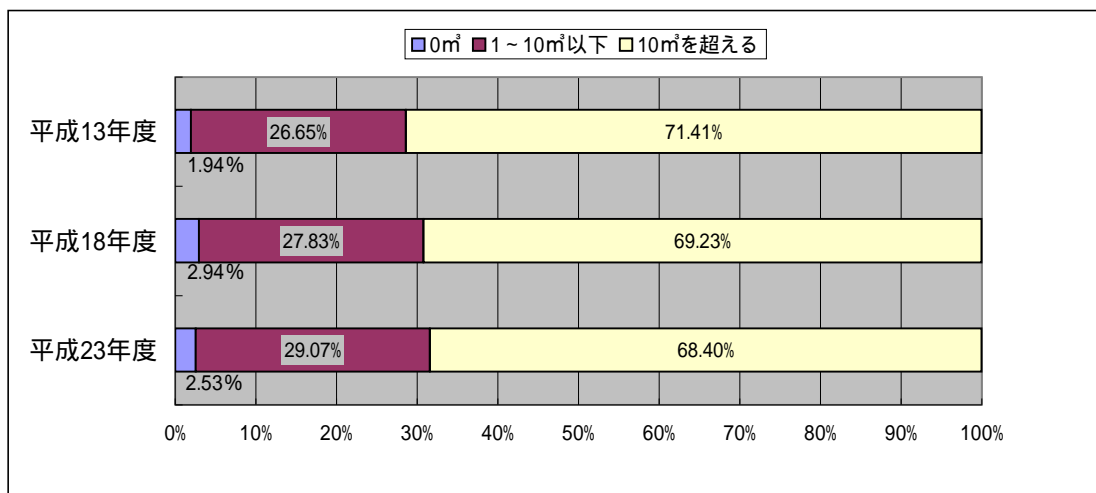
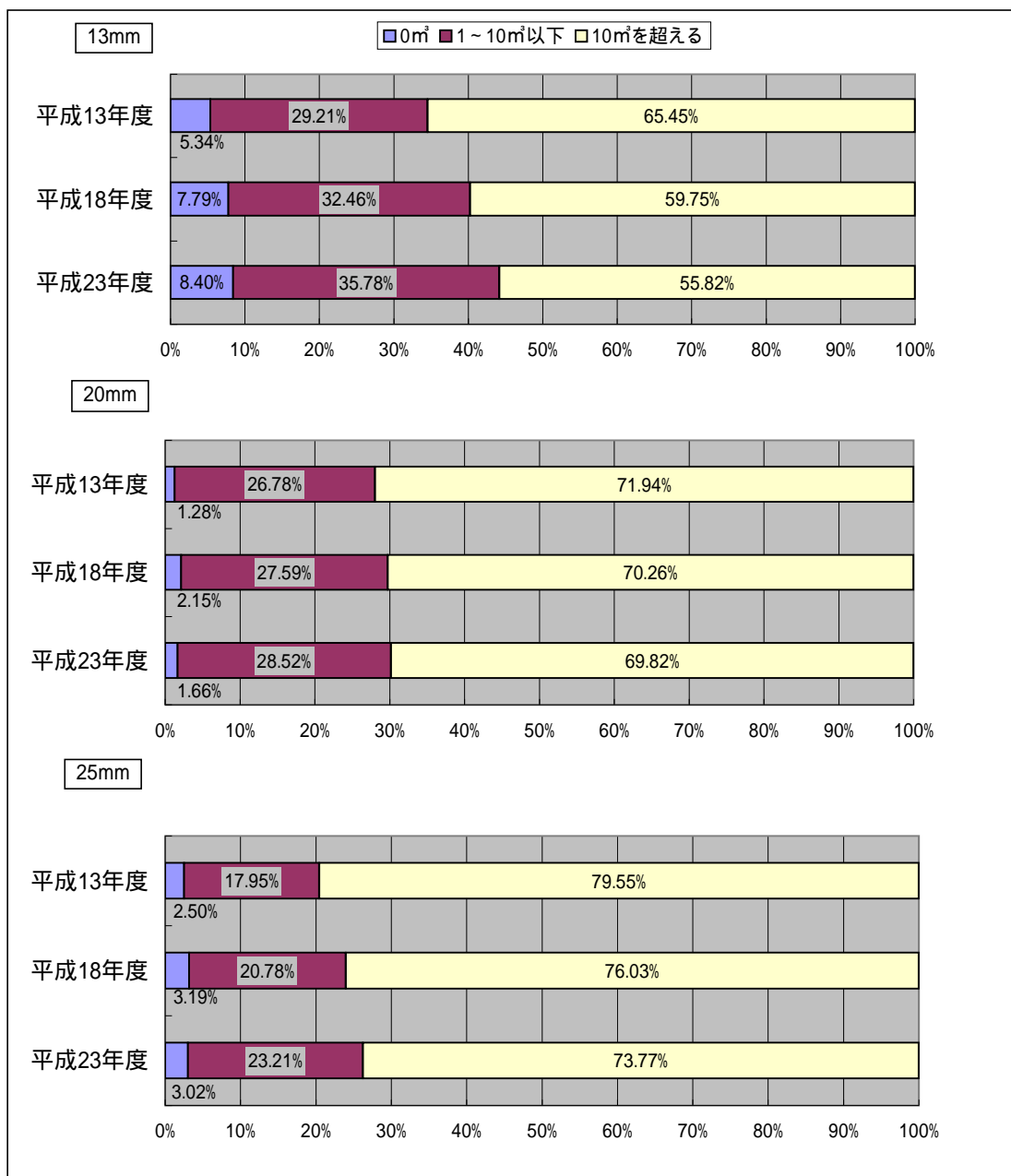


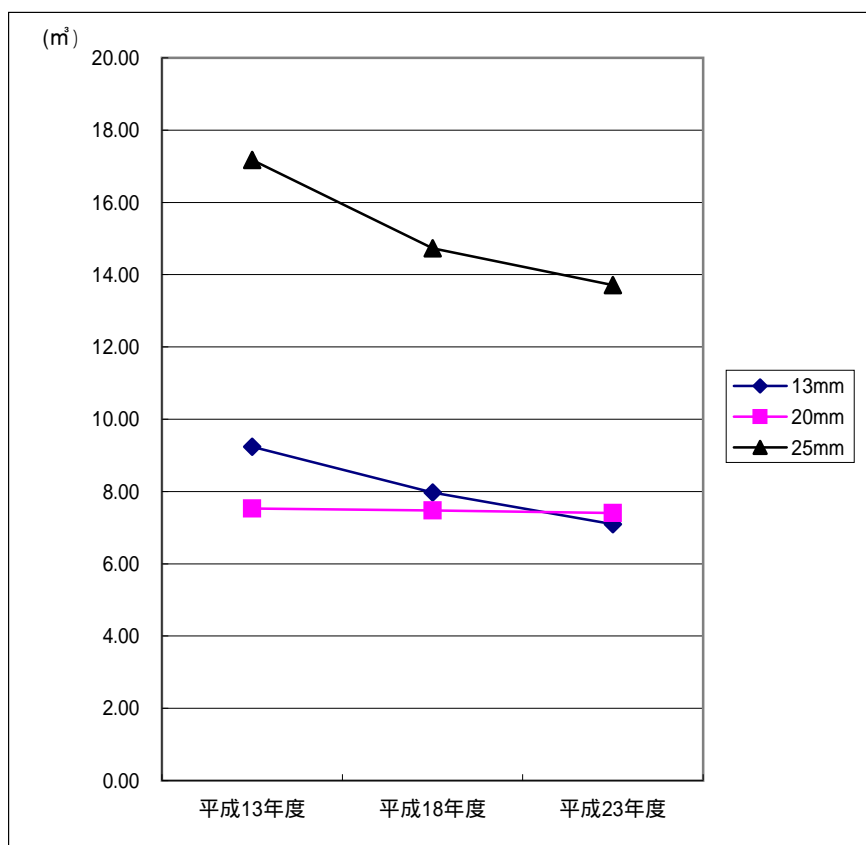
表2・2 小口径(13mm・20mm・25mm)



1戸・1ヶ月当たりの平均使用水量（13mm・20mm・25mm）

表3

口径	13mm			20mm			25mm		
	年間累計戸数 (戸)	年間使用水量 (m <sup>3</sup> )	1戸あたり使用 水量(m <sup>3</sup> )	年間累計戸数 (戸)	年間使用水量 (m <sup>3</sup> )	1戸あたり使用 水量(m <sup>3</sup> )	年間累計戸数 (戸)	年間使用水量 (m <sup>3</sup> )	1戸あたり使用 水量(m <sup>3</sup> )
平成13年度	358,578	3,312,898	9.24	1,910,421	14,381,017	7.53	72,927	1,252,174	17.17
平成18年度	345,871	2,756,414	7.97	2,133,065	15,950,099	7.48	78,468	1,155,944	14.73
平成23年度	329,091	2,334,785	7.09	2,250,570	16,664,373	7.40	79,003	1,083,149	13.71





用語解説

用語	解説
料金体系	<p>料金水準（一定期間内に事業者が料金として獲得することが許容される総収入）に対する用語で、個別料金のことを指す。</p> <p>通常は、料金体系は「料金表」として具体化されることから、料金体系と料金表は同義と考えてよい。</p>
総括原価方式	<p>事業運営に必要な経費に見合って料金水準を定める方法。</p> <p>水道料金について、水道法 14 条で「能率的な経営の下における適正な原価に照らして公正妥当なものであること。」と規定している。ここにいう「適正な原価」とは、水道事業が公益事業としてなすべき正常な経営努力を行ったうえで必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用を含むものとされ、総括原価主義が採用されている。</p>
個別原価主義	<p>料金を、個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて設定しようとする考え方。一方、需要者の負担能力や需要者がそのサービスに対して認める価値に基づいて設定しようとする考え方が負担力主義である。</p>
独立採算制	<p>地方公営企業法第 17 条の 2 第 2 項に「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計により負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。」と定めている。</p> <p>水道事業の独立採算制は、水道サービスの原価をその受益者の負担に求める、いわゆる受益者負担の原則をとることにより負担の公平を期するとともに、事業財政の自主・自立性を確保し、事業の能率的運営を図ろうとするものである。</p>
二部料金制	<p>基本料金と従量料金との二つの部分から構成される料金制。</p>
基本料金	<p>各使用者が使用水量の有無に関係なく賦課される水道料金。</p>
従量料金	<p>使用水量に応じ、設定した 1 m<sup>3</sup>あたり単価で算出して賦課される水道料金。</p>
口径別料金体系	<p>二部料金制を例にとると、基本料金及び従量料金の両部分について各需要者の給水管や水道メーターの大小、もしくは需要水量の多寡に応じて料金格差を設ける料金体系のこと。この料金体系は、水道メーターなどの需要家費や需要量が、おおむね水道メーター口径の大小に対応していることから、需要種別に応じた費用負担の公平と料金体系の明確性が確保できる。また、水道使用用途を基準に料金格差を設ける用途別料金体系に比較して、恣意性の介入がなされず、料金体系が安定する。このため、「水道料金算定要領」（日本水道協会作成）でも、口径別料金体系を原則としている。</p>

用語	解説
基本水量	基本料金に付与される一定水量のこと。この水量の範囲内では実使用水量の多寡に関係なく、料金は定額となる。
固定費	<p>水道料金を算定する上で原価計算を行うにあたり、水道事業の運営に要する費用は、費目の性質に応じて需要家費、固定費及び変動費に区分される。</p> <p>そのうち固定費は、使用水量とは関係なく、水道施設を適正に維持拡充していくために固定的に必要とされる費用をいう。膨大な施設を保有・管理する水道事業は、総費用に占める固定費の割合が高い。</p>
財政計画	<p>目標とする水道サービス水準を実現するための一定期間における必要な事業支出と、これに伴う事業収入との対応関係を表示するとともに、計画目標時点において達成すべき財政状態と、その具体的なプロセスに関する事業意思を含む計画である。</p>
繰越利益剰余金	<p>企業の営業活動から生じる利益は、前年度からの繰越欠損金がある場合はこれを埋めたのち、すべて未処分利益剰余金勘定に振替られ、議会の議決により、任意積立金に積み立て等の処分がされる。処分されずに残った未処分利益剰余金は翌年度に繰り越され、これを繰越利益剰余金とよぶ。</p>
インセンティブ	誘因。刺激。動機。
地下水利用 専用水道	<p>地下水利用専用水道とは、膜処理装置により地下水に浄水処理を施し、一定の規模で給水するものであり、コスト削減や災害時等の給水確保を目的として病院、商業施設及びホテルなどの大口使用者で導入が進んでいる。</p> <p>多くの水道事業体では、生活用水の低廉化を図るため、逓増制のもと固定費の多くを従量料金で回収する料金体系を採用しており、大口使用者の使用水量が減少すれば、適切な固定費の回収が困難となり、その経営に大きな影響を及ぼすことになる。</p>

西水経管発第47号  
平成25年3月28日  
(2013年)

西宮市水道事業経営審議会  
会長 佐々木 弘 様

西宮市長  
河野 昌 弘

### 水道料金体系の見直しについて（諮問）

貴審議会に対し、下記のとおり諮問します。

#### 記

#### 1 諮問の趣旨

本市の水道料金体系は、現在、口径別料金体系を採用し、基本料金と従量料金の二部料金制となっています。メーター口径25mm以下の小口径については、1ヶ月10m<sup>3</sup>の基本水量制を採用し、また全口径において多く使用すればするほど高い単価となる逡増料金制を採用しています。

基本水量制とは、基本水量の範囲内での使用に対して従量料金を賦課せず、定額の基本料金のみを負担とする料金設定です。これは、水道の普及を促進し、生活用水として一定量の清浄な水の使用を促すことによって公衆衛生の向上を図るとともに、料金を低廉に抑えるという政策的配慮から導入されたものです。

近年、本市では、給水人口は増加しているものの、市民の節水意識の高まりや節水型水使用機器の普及等により、一戸あたりの使用水量が減少し、現在の基本水量内では水道料金が変わらないことに対する不公平感や節水意識が報われないとの意見が寄せられています。

つきましては、より実態に即した基本水量制のあり方が求められていることから、「水道料金体系の見直し」についてご指導を賜りたく諮問します。

#### 2 答申希望日 平成25年7月10日

## 審議会委員名簿

区分	氏名	職業等
学識経験者	浦上 拓也 (副会長・副部会長)	近畿大学経営学部教授
	佐々木 弘 (会長・部会長)	神戸大学名誉教授
	高瀬 桂子	弁護士
	西畑 彰夫	公認会計士
	山本 義和	神戸女学院大学名誉教授
水道使用者等の代表者	石井 恭子	西宮商工会議所青年部副会長
	小野 篁	一般公募
	川口 勝行	一般公募
	松本 治	西宮労働者福祉協議会副会長
	森 恭子	西宮市消費者団体連絡会幹事

(区分ごとの五十音順、印は専門部会委員)

## 審議経過

会議	開催日	審議事項等
全体会	平成 25 年 3 月 28 日(木)	・諮問
専門部会	平成 25 年 4 月 8 日(月)	・基本水量制の見直しについて
専門部会	平成 25 年 4 月 23 日(火)	・答申の骨子(案)について
専門部会	平成 25 年 5 月 16 日(木)	・答申の骨子(案)について
全体会	平成 25 年 5 月 30 日(木)	・専門部会の経過報告及び答申の骨子(案)について
専門部会	平成 25 年 6 月 11 日(火)	・答申(案)について
全体会	平成 25 年 7 月 8 日(月)	・答申(案)について